

畜産環境整備機構クラスターリース事業についてのQ & A

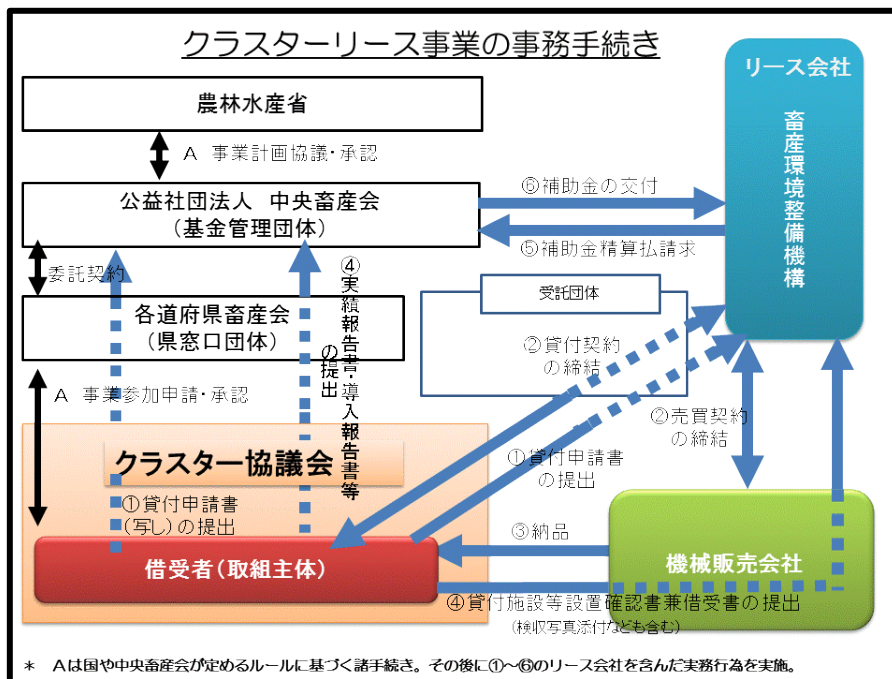
このQ & Aは、「畜産高度化支援補完リース要領（平成 28 年 8 月 17 日付け環機第 353 号）などに基づいて作成したものです。

適宜、設問を増やし更新していきますが、必ず当機構のホームページに掲載した要領などをお読み下さい。

Q 1 機械導入事業へ要望を出したところ、配分予定額の通知を受けました。事業参加申請をするに当たり、畜産環境整備機構をリース事業者として申請をしたのですが、どのような手続きが必要になりますか？（8月30日設問を一部修正）

（答）

- 1 当機構は、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（以下、「畜産クラスター事業」と言います。）にリース事業者として参画するものですが、リースの仕組みは、「畜産高度化支援リース事業」を準用した仕組みを基本としています。
- 2 したがって、「畜産高度化支援リース事業」で当機構のリースを活用した経験のある借受者（取組主体）の方は、馴染みやすいリースの仕組みだと思えます。
- 3 基本的な手続きは、図のようになります。



この場合であっても、リース事業の健全かつ円滑な実施を確保するため借受者（取組主体）の財務内容・与信能力などの審査を実施することは、「畜産高度化支援リース事業」と同じです。

Q2 なぜ、「クラスターリース事業」の附加貸付料率は、「畜産高度化支援リース事業」よりも高いのですか？

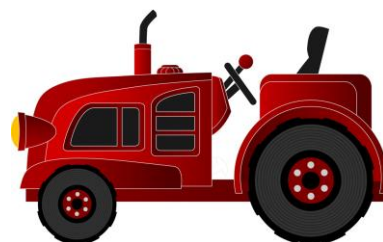
（答）

1. 「畜産高度化支援リース事業」は、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金を貸付原資としていることから、いわば無利子資金を活用しているといえます。
2. 一方、「クラスターリース事業」は、当機構が民間金融機関から調達した資金を貸付原資としています。したがって、この民間金融機関からの資金調達金利相当分を加えて附加貸付料を設定していることから、1に比べて高くなっています
3. なお、当機構はこの「畜産クラスター事業」により機械装置の購入に要する経費の一部が補助される本事業の趣旨を踏まえ、民間金融機関からの資金調達の金利相当分を含めて附加貸付料率の低減等に努めてまいります。

Q3 「クラスターリース事業」で借受者（取組主体）が負担する基本貸付料などの総額と、過去の「補助付き（2分の1）リース事業」のそれとを比べると如何ですか？

（答）

1. 「クラスターリース事業」と「補助付き（2分の1）リース事業」とで、借受者（取組主体）が負担する基本貸付料や附加貸付料などの総額はほぼ同額となっています。
2. 下表の試算表のとおりです。
貸付期間7年、支払回数28回の年4回払い、附加貸付料率1.71%、保証保険料率0.5%で計算しています。料率は、いずれも平成28年8月17日現在です。
附加貸付料率は、原則として毎月、保証保険料率は毎年度ごとに見直しをしています。



【試算表】

ロールベアラーを導入(貸付期間7年間。支払回数は年4回払いの合計28回。)	
・ 購入価格(税抜き) 5,000,000円	
・ 取得価格(税抜き) 2,500,000円	
・ 消費税率 8%	
・ 保証保険料 0.5%	
クラスターリース事業 ・ 附加貸付料率 1.71% 平成28年8月17日現在	2分の1補助付きリース事業 ・ 附加貸付料率 1.00% 【仮定】
基本貸付料、消費税額、附加貸付料、保証保険料、動産総合保険料の合計	
2,934,092円	2,929,943円

一見すると、「クラスターリース事業の附加貸付料率は高い」と思われるかも知れませんが、そんなことはありません。当機構が従来実施していた「補助付き(2分の1)リース事業」と同程度の負担と考えてください。

ぜひ、当機構の「クラスターリース事業」へのリース申込みをお待ちしています。

**Q4 「クラスターリース事業」の附加貸付料率は、変更される場合がありますか？
それは、どのような場合ですか？**

1. Q3のように「クラスターリース事業」は民間金融機関からの資金調達により実施していることから、調達金利の変動に合わせて料率を見直してまいります。したがって、附加貸付料率率が下がるときもあれば、上がるときもあります。
2. 附加貸付料率は、原則として毎月中旬に見直しをしています。変更したときは、必ずその旨を当機構のホームページに掲載します。
3. なお、貸付契約時の附加貸付料率がリース契約終了まで適用されることは、畜産高度化支援リースと同じです。

Q5 クラスターリース事業の取組主体が「保証保険」に加入することは必須ですか？

(答)

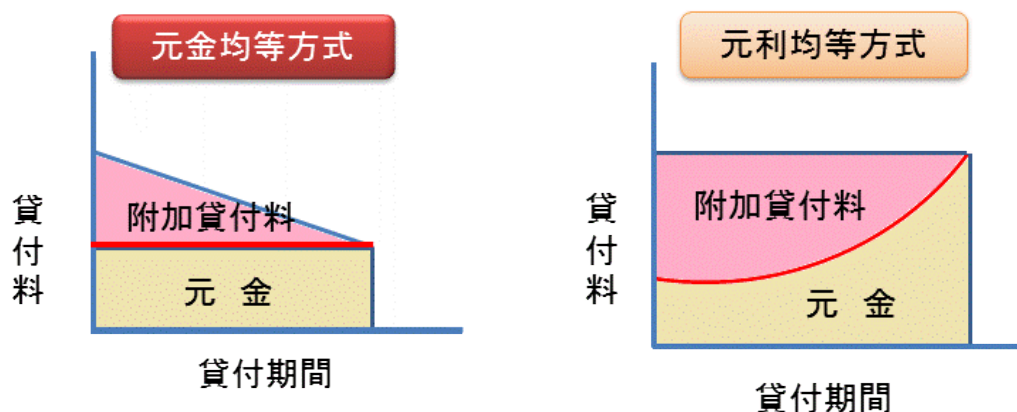
1. 当機構の「クラスターリース事業」では、借受者(取組主体)の方が保証保険に加入することを必須としています。
2. 事務手続きは、当機構で一括して保険会社と包括契約を締結していることから、

借受者（取組主体）から当機構に保証保険加入申込みの委任状を提出していただきます。

Q 6 クラスタ事業において、畜産環境整備機構のクラスターリース事業には、どのようなメリットがありますか？

（答）

1. 当機構では、クラスターリース事業の附加貸付料率や試算表をホームページで公開し、事業の公平性及び透明性の確保に努めています。
2. 当機構とリース契約を締結する借受者（取組主体）の方には、一律に上記の附加貸付料率を適用します。貸付施設等や借受者（取組主体）により、異なることはありません。
3. 当機構のリースの貸付料は、「元金均等方式」で納入いただきます。元利均等方式に比べて元金に相当する部分の返済が早くなることから、借受者（取組主体）の方の負担が少なくなるのが特徴です。



Q 7 機構の「クラスターリース事業」のリース形態と借受者の経理処理はどのようになりますか？

また、補助金の取扱いはどうなりますか？

（答）

1. 当機構が実施するリース形態は、リース期間終了後に借受者に譲渡する譲渡条件付きリースの所有権移転リースであり、クラスターリース事業も同様の形態となります。

このため、所得税・法人税法上、借受者は売買処理により経理処理することにな

っています。

2. クラスターリース事業の補助金は機構として交付を受けるため、借受者の課税仕入れは補助金を除いた額（基本貸付料、譲渡料及び消費税）となります。借受者の方に補助金相当額についての消費税を請求することはありません。
3. ただし、貸付期間中に事業の不適正な実施などがあり改善の見込みがないと認められた場合に補助金返還を求められることがあります。この場合、借受者は当該リース物件に係る返還請求補助金の返還義務を有します。

Q8 Q7の3で、借受者（取組主体）が、補助金の返還を求められる場合とは、どのような場合ですか？

（答）

貸付対象機械装置の貸付期間中、次の掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと公益社団法人中央畜産会が認めるときは、補助金の全部若しくは一部の返還を求めることが出来ることとされています。この場合、借受者（取組主体）には補助金返還の義務が生じます。

- （ア） リース契約を解約又は解除したとき
- （イ） 取組主体等が経営を中止したとき
- （ウ） 貸付期間中に借り受けた機械装置が滅失したとき
- （エ） 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- （オ） リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- （カ） 貸付対象機械装置に係る変更の届出の届出、報告等を怠ったとき



◎クラスターリース事業の問い合わせ先
環境整備部

原田：TEL 03-3459-6347

原：TEL 03-3459-6327

雨宮：TEL 03-3459-6348

津川：TEL 03-3459-6325